

横須賀市廃棄物減量等推進審議会（第 86 回）議事概要

1 日 時 令和 7 年(2025 年)12 月 19 日(金) 午後 2 時 00 分から 3 時 15 分まで

2 場 所 横須賀市役所 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室

3 出席委員 上田委員、織田委員、筧委員、嘉山委員、城川委員、北村委員、日下部委員、佐藤委員、長谷川委員、米村委員

4 事務局 環境部 山口環境部長
環境政策課 出雲課長、大野、高平
環境施設課 府馬課長
久里浜収集事務所 田辺所長

5 傍聴者 なし

6 議事内容

開会

・事務局が定足数である半数以上の委員の出席を確認し、会議の成立を報告

○事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、年末のお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。これより第 86 回横須賀市廃棄物減量等推進審議会の方を開催いたします。

では、本日の会議の流れについてご説明いたします。お手元の次第の方をご覧ください。初めに議事として、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理について」、続いて第 83 回減量等推進審議会で市長より受けた諮問に対する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しに係る答申案」についてご審議いただき、最後に、「その他」という形で、前回、報告いたしました「廃棄物手数料の見直し」について、改めて報告をさせていただきます。会議の終了は、おおむね 3 時 15 分頃を予定しております。審議会終了後、委員長のみ別室へ移動していただき、3 時半より市長代理である平沢副市長への答申の方を予定しております。

続きまして、定足数の確認ですが、本審議会の会議は、横須賀市廃棄物減量等推進審議会規則第 50 条第 2 項の規定により、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとしております。本日は委員 12 名中 10 名のご出席をいただきおり

ますので、本審議会が成立していることを報告させていただきます。

なお、本日は傍聴希望者がいらっしゃいません。

それでは議事について、委員長よろしくお願ひいたします。

議事

(1) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の進行管理について

○佐藤委員長

それでは86回減量等推進審議会を進めたいと思います。

まず今日は事務局のお休みの方が多いということで、横須賀はだいぶインフルエンザが猛威を振るっているというところ、皆さん、道中マスクをして参加されたと思いますけど、年末の忙しい大変な時期ですけど、ご健康にはくれぐれも留意していただけるようにお願いいたします。

では、議事を始めたいと思います。まず第1で「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の進行管理について」事務局から報告をお願いします。

○事務局

(資料1について説明)

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

令和6年度の進行管理は次回3月に年度の正式な進行管理を行うというところで、本日は、その前段の資料を説明いただきました。概ねほとんど6年度としてはやることはやれたと、数値も概ね続いている変わらないだろう。そういう判断のもとのご説明でございます。

それでは現在の説明に関しましての質問とご意見をいただきたいと思います。

(城川委員が挙手しているのを見て、)

はい、城川委員。

○城川委員

2件ほどあります。取り組み実績として、子供用のごみ減量啓発冊子を3,500部作成されたということですが、どのように配布されたのかということと、隣のページ、7ページのところに外国語版のごみ分別パンフレットを作成されたということなのですが、これは何語を使って、つまり当時横須賀市に居住されている人たちの国籍と合っているのかどうかと、どういう様に配布されたのかについてお尋ねしたいです。

○佐藤委員長

はい、事務局お願いします。

○環境政策課長

まず、先ほどの質問いただきました児童に対する啓発冊子についてですが、こちらの方は、小学4年生を対象にいたしまして冊子を作り、各学校の方に配布させていただいておるところでございます。次の質問の外国語話者向けへのパンフレットの方につきましては、六か国語のパンフレットを作成いたしまして、言語が英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、タガログ語を作らせていただいております。また、こちらの方は、市の各施設へ配架し、要望のある町内会、又は不動産事業者の方に配布させていただいております。

○城川委員

一部のパンフレットに、この六か国語が入っているということですか。

○環境政策課長

いいえ、それぞれの言語ごとに、別々のパンフレットとなっています。

○城川委員

はい。英語、中国語、韓国語、スペイン語はわかると思うのですけど、ベトナム語がもしかすると、ベトナムからお出でだけどベトナム語はあまり読めない、判らないベトナムの地方の方々もいらっしゃるかもしれないので、「やさしい日本語」版も、それぞれの外國語版にあると良いかなと思いました。また、児童用の啓発なのですが、各自にお配りいただいていると思うのですが、もし宜しければ小学校とか幼稚園とかに配置していただいて、低学年のお子さんに関して、例えば、保育園・幼稚園とかでは読み聞かせのような形で活用していただくのも一考かなと思います。

○環境政策課長

ありがとうございます。まず今の小学生の啓発のことですが、今は冊子なのですから、来年度からは、電子版という形の、ホームページなど、動画で見るような形に変更する予定であります。

また外国人に関する対応ですが、昨年度末からごみの分別アプリの方をリニューアルいたしまして、そのアプリを皆さんのが使っているスマートフォンにダウンロードして頂きまして、それぞれの言語に対応した分別カレンダー、分別はこうですよという形になっております。「やさしい日本語」というお話もあったのですけども、このアプリをダウンロードしてごみ出し方は学んでください、見てくださいということを推奨しているところで

す。

○城川委員

一般的な感覚としては、スマートフォンを見るよりも、「紙」をどこかに貼って、ごみの分別は『そうだった』と思った方が分別し易いかなと思うのです。そのアプリを印刷できる形で配布していただけたらなという様に思います。

○環境政策課長

アプリについてのチラシで、『ここでダウンロードしてください』という形でご案内させていただいております。判らない方については、簡単な分別のパンフレットを渡すのと、同時にアプリの方もご案内しているというのが現状です。

○佐藤委員長

子供向け、それから外国の方向けの教育・啓発というのは、非常に大事なところがありますし、横須賀は国際都市でありますので、引き続き事務局の方で、普及・啓発を進めていただければと思います。またこの改善版の話は、今後いろいろお聞かせ願えることと思いますので、期待しています。

その他にございませんか。

(覧委員が挙手しているのを見て、)

はい覧委員。

○覧委員

2つほど。19ページの数値目標の比較のところで、1、2、3とも大きな成果があったというか、数値目標を達成したということで喜ばしいこととは思うのですが、2ページの計画進行管理の評価というところで、『予定通り実施した』、『一部実施した』、『実施しなかった』、『A』、『B』、『C』とありますけど、大きく成果が出たものは、『S A』ですとかの表現の方がよいのではないかということと、成績を見ていると殆ど『A』なので、あまり面白くないなと少し思っていて、この辺のメリハリをつけるのはいかがでしょうかというのが一つ。それから、私は認知症高齢者関係のボランティアを行っていることから、11ページの高齢者等のごみ出し支援のところで教えて欲しことがあります。高齢者支援を何件か行ったということと、実働は何日位なのかということを教えて欲しい。高齢者支援の発動、トリガーというのは、高齢者が『助けてくれ、捨て方がわかんない』とか、『一緒に捨ててくれ』とかそういうことを言って行っているのか、能動的に何方かが助けてあげているとか、その辺教えてください。

○佐藤委員長

事務局の方で答えられる範囲で構いません。

○環境政策課長

まず評価のメリハリについて、昨年度いろいろと評価の行い方についてご意見をいただいたので、今回『A』、『B』、『C』といたしましたが、ただいまの覧委員からのご意見のとおり、大幅によかったものについては、『S』とかそのような言葉で何か表記できるようを考えたいと思います。高齢者の方のごみ出しについて、久里浜収集事務所長から説明いたします。

○久里浜収集事務所長

お尋ねの高齢者の収集の方ですけれども、基本的に個別の収集になりますて、大体が高齢者だけの世帯です。体の状態が良いときなどご自身で出来るときはご自身で行っていて、ご家族の方が近くにお住まいの方はご家族の方がやってきてごみ出しを行っていたりですとかということから始まるのですけれども、そのうちに親族等回りの方の支援が必要な回数がかなり増えてきたりですとか、中々ヘルパーさんの時間が合わないですとか、そういうことで大体ケアマネージャーさんとかが入っていらっしゃって、その方を通じて市の福祉部局へ申請を行い、福祉部局で要介護度ですとか課税状況などを確認した上で、環境部の方に依頼が来ると、そのような流れになっております。

○覧委員

はい、承知しました。ありがとうございます。

○佐藤委員長

他にありますでしょうか。

(米村委員が挙手しているのを見て、)

はい、米村委員。

○米村委員

リユースのことで少しお伺いしたいと思います。リユースというと、一般の商品だったら、中古品だと品質保証することと、それからトラブルのあったときの、対処、対応。例えば特に最近では、蓄電・充電型の製品も出ていると思うのですが。ご承知のように、しばしばそのような蓄電池が発火を起こしたりすることがある。その辺で何か配慮されているようなことはあるのでしょうか。

○環境政策課長

ただ今の米村委員からありましたリチウムの蓄電池、充電池のいろいろな火災事故など

のことですけれども、実は先週から公的施設での拠点回収を、今まで市役所本庁舎とりサイクルプラザ・アイドルとエコミル、この3か所でしか行っていませんでした。それ以外には、家電量販店等で行っていただいていたのですけれども。その拠点回収を3ヶ所から、先週から16ヶ所、各行政センターや総合福祉会館などの大きな公共施設に、ペール缶でできた回収容器を設置いたしまして、リサイクルのための回収する取り組みを始めさせていただいたところです。また、今までリサイクルのできるところは少なかったのですが、今後リサイクルを行い、場合によっては有価物取引で行う事業者も出てきたことから、今後どのような手法で、回収・リサイクルという循環の一部を担うのかということを私共では検討しているところです。

○佐藤委員長

ただいまのご質問に関連してですが、リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン・バッテリー、これはいろいろな製品で、幅広く使われておられます、不良品でなくても、落としたり、壊したりですとか、圧縮を行っているときに、発火して火災の恐れがあるという物なのですが、横須賀市でのリチウムイオン電池のリサイクルというのはどういう傾向のものが多いのでしょうか。何をリサイクルしようとしているのかというところ、ご存知のところだけでも結構なので教えていただきたいのですが。

○環境政策課長

リチウムイオン電池の方、実は先日とある金属系の事業者の方からお話をいただきました。上手く破碎いたしまして中のコバルト等希少金属等を分別して、また新たに充電池の材料となるものをつくるというお話を伺っております。

○佐藤委員長

コバルトを選別して新しい原料にすると。そういうリサイクルということなのですね。ありがとうございます。

その他に、ご質問等はございますか。

○上田委員

いくつかのご質問なり、それに対する説明もありましたが、集団資源回収については、私共も地域で出していますけれども、もう本当にどんどん減ってきています。これはこれで結構なことなのですけれど、これで見る限り最後の資源化率については中々難しい部分があるかなとは思いますが、先ほど別の委員も仰っておりましたが、全体としてのバランスとしてはよい方向に進んでいるという様に教えてもらいました。これはこれで非常に結構なことだと思います。

ただ今日の時点では数字出ていませんので、3月頃にキチンとした形で報告してもらう

ということで。それからもう一つですけど、ご意見が出た中で外国人に対する色々な形のサインの仕方、色々な案内の出し方ということで、色々な外国語版が必要になってくるのだと。今後考えますと、もっともっと日本が国際化していく中で、外国人の方々が色々な国から来られるようになると、その都度「紙」を新たに作っていくと、本当にペーパーでラッシュになってしまふ。まさに今、電子化という形で進んでいる中で、そういうものの通訳、要するに翻訳については、そういうものを、A I化したものを、利用していただいて、市の方からその情報が伝達していくような形をとるという様にしていきませんと、どんどん「紙」が増えててしまうと思います。その辺は今後も一つの課題としてご検討いただければありがたいと思います。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。今のご意見、先ほどの城川委員のご意見と併せまして、全部電子化できればよいのだろうけども、「紙」は当然必要だと。ただし「紙」が無駄になって資源の浪費に繋がるようなことは、答申する立場からは好ましからざるの立場なので、事務局に良いところを狙って頑張っていただきたいと、そういうふうに纏められるのではないかなと思います。その様な方向で引き続き啓発の方はご尽力願えればというのが審議会の意見です。

あとご意見はないでしょうか。なければ、また後ほど最後のところでお時間を設けたいと思います。

(2) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しに係る答申書(案)について

○佐藤委員長

それでは議題の2番目「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し」の答申です。答申(案)について事務局から説明をいただきたいと思います。

○事務局

(資料2-1、及び資料2-2について説明)

○佐藤委員長

はい、ありがとうございました。私の方から、パブリックコメントの意見についてですけれども、直接今回この答申(案)に反映というところはなかったということですが、将来的に非常に建設的なご意見も見られます。特に事業者、事業系の廃棄物に対しては、市以外の広い範囲に向けてという様なご要望もあり、この辺は市としては、まず市内の事業者のご協力を得るっていうのは当然ですし啓発等進めていっていただきたいのですが、その範囲を超えたところへも市から情報発信する。市の事業者の皆さんから全国の事業者の

方へ色々情報発信していくと、そういうところが出てくると非常に良くなると思いますので、市としてもそういうきっかけをどんどん作っていっていただければと思います。私たちの要望です。特に答申案を何か書き換えろと言うことではございません。

はい、ご質問ご意見はありますでしょうか。

それでは、今の段階で無くとも、実際に答申が終わった後であっても、前向きな内容のグレードアップといいますか、改定の方向に向けたご意見といいますのはこの審議会でどんどん出していただければ良いと思いますので、将来的にこういう様なところもやって欲しいなという様なご意見があれば参考意見という形で今日は出してもらってもよいのかなと思います。

(上田委員が挙手しているのを見て、)

それでは上田委員どうぞ。

○上田委員

今のパブリックコメントの中に若干出てきているのですけど、公郷、それから南処理工場の、今使われている一部が廃止になり云々とあるのですけれども、ペットとかですかね。動物達の火葬を、一般の道路でもできるということを聞いています。事業者が家の前に車両を止め、車載の火葬炉で亡くなられたペットを火葬する。どうもそれが色々な問題を起こしていて、ばい煙が出てしまい消防が出動することがあった等、具体的にどの様な規制があるのか。少し外れているようですが、これからもっと同様の事例が出てくるのではないかと思いますので、もし判ることが有ればご教示いただきたい。

○佐藤委員長

事務局の方で情報等あるようでしたらお願ひします。

○環境政策課長

今上田委員からご質問がありましたが、恐らく葬儀屋さんとかの方が車に小さな火葬炉を積んでペットのご遺族のご自宅へ行き、その場で火葬することもあると聞いています。そうすると、やはりばい煙の問題がありますので、少し離れたところで火葬してまたペットのお骨をお戻しするという話は伺ったことがあります。

また、法律のことですが、火葬の能力によって許可の対象になったり、制限というのがあります。処理能力の小さい火葬炉ですと規制が掛からないであろうというところが現状です。その移動式の火葬炉についてですが、すいません私も直接の担当ではないことから、今どのぐらいの能力であったら規制が掛かる、許可の対象であるとは申し上げられないのですけど、多分かなり小さいものとは聞いております。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。この件引き続き、市の方から情報が集まりましたら、次回以降情報を提供していただければと思います。移動式の焼却施設っていうよりは、焼き場、火葬炉。産廃ではないですね。

○環境政策課長

そうです。ペットは愛玩動物です。

○佐藤委員長

無理やり動植物性残渣というふうに位置付けることができるかもしれませんけど、それには該当しないと思いますし、またどちらかと言いますと、環境を汚染するおそれがある行為というところが一番問題になるかなと思います。

○環境政策課長

飼い主の方が、亡くなったペットを廃棄物と言いますとお叱りを頂くことがございます。本日欠席しております廃棄物対策課長が一番詳しいので、次回、廃棄物対策課長からご説明いたします。

○佐藤委員長

次回、是非、説明を期待しています。

(米村委員が挙手しているのを見て、)

はい、米村委員どうぞ。

○米村委員

この場で議論することではないのかもしれません、例えばアライグマとかハクビシンとか、鳥獣害対策で横須賀市でも色々トラップを貸し出していると思うのですが、その処理に関しては、どの様に行っているのですか。やはり廃棄物部門の方で行っているのでしょうか。

○環境政策課長

それらにつきましては、数年前からエコミル方で焼却処分をさせていただいております。

○佐藤委員長

よろしいですか。因みに、東日本大震災の被災地の福島県では、放射性物質に汚染された廃棄物が問題となり、有害獣のイノシシとかアライグマとともに放射性物質に汚染されていました。全国的にはイノシシは食用にするところもあるのでしょうか、放射性物質に汚

染されている地区では食用にはできない。だけれども、60キロ、70キロ、の大きい軀体のものはそのままでは焼却炉にいられないということで、微生物の力をを利用して軟化処理をして、腐敗させ小さくするようにしてから焼却処理をしている。基本は焼却処理だと思います。それも大型害獣、クマの話が最近多いのですけども、大型害獣の処理としても、環境省の方では「軟化処理」というのですかね、微生物を利用した軟化処理を前処理として行って柔らかくなつたところで小さくして、焼却処理をする。というのが大きな流れのようです。参考までに。

(北村委員が挙手しているのを見て、)

はい、北村委員。

○北村委員

「軟化処理」とは、具体的にはどの様なことを行うのですか。

○佐藤委員長

すみません、「軟化」といいますのは、50キロ、60キロとか100キロぐらいのある動物、イノシシなどは、かなりの大きさになる訳です。そのままだと炉に入らないので、軀体等を切らないと駄目（焼却できない）なのです。そして、切るとなるとやはり血や骨が飛散しますし、それを行ってくれる人は実際にはいらっしゃらないのです。困ったなというところで、やはり包丁で切り分けるのと同じような形で小さくできることが望ましいと。ただ大きなカッターがどこにでもある分けではないので、微生物の力を使い「腐敗させましょう」と。腐敗させることにより、柔らかくなる。切断しやすくなる。そうしたことから「軟化処理」という様に呼んでいます。腐らして柔らかくする「=軟化」という意味です。

○北村委員

はい、理解しました。

○米村委員

そういう処理をやると、今度は悪臭対策というのは結構大変だと思うんですね。解体でバラバラにする分には臭いの問題は大した問題ではないと思うのですが、微生物で処理するというと、その過程でかなり悪臭が発生するだろう、と。その対策も、結構大変なのではないかと感じるんですね。それはどうなのでしょう。

○佐藤委員長

特にアンモニア臭が結構しますので、よく微生物に馴染ませて、適切な要素も加えながら

ら、微生物が非常に活発に活動しやすい水分ですとか条件を整えてやると以外と臭いは気にならない。ただ、気にならないといいましても、もしここ都市部に持ってくるとしたら臭いますので、臭いをゼロにすることは難しい。できるだけ臭気対策には気を付けて行わざるを得ない、これが現実です。

それでは、時間が押してまいりましたので、すいません次の議題に入りたいと思います。

（3）その他 廃棄物処理手数料の見直しについて

○佐藤委員長

3番目その他、「廃棄物処理手数料の見直しについて」。それでは事務局お願いします。

○事務局

(資料3について説明)

○佐藤委員長

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

(織田委員が挙手しているのを見て、)

はい。織田委員どうぞ。

○織田委員

手数料の部分ですが、私どもは商店街におりまして、道路に鳥や猫が轢かれたりですか、その時の処理の仕方というのは、生ごみとして捨てるのではなくて専門の事業者がするという形、市の方に連絡をするということになると思うが、ここに書いてあるのは、家庭で飼育等しているペット等の場合ということで宜しいですか。

○環境政策課長

はい、ご賢察のとおり、路上などで亡くなった動物、野生の動物につきましては、市にご連絡いただければ、これは無料で回収をさせていただいております。今回、資料3の6（3）にあります小動物火葬手数料はペットを施設に持ち込まれたり、収集をご依頼いただいた時の手数料になっております。

○佐藤委員長

他は、ございますか。

それでは私から。その他のところで前納制、処理券というものがあるのですけど、粗大

等廃棄物では重量によってお金が掛かるという様になっていると思いますが、その処理券というのは、重さであるとか、液体状のものであれば容量が判らないと、基本的に料金がいくらかというものが判らないかと思います。でも事前に処理券を買うにしても、廃棄物が発生した排出者の方のほうで、重さとか容量を購入前に計ることが必要という意味になりそうなのでしょうか。

○環境政策課長

処理券の手続きなどを行うのは収集の担当であり、例えば粗大ごみであれば基本1個800円という形式になっており、1個出すのであれば800円の処理券を買っていただき、2個であれば1,600円ということになります。

ただ、し尿につきましては、今まで「仮設トイレ」は従量制だったところを、今回の改正で見直しいたしまして、仮設トイレ一基いくらという形へ改定をさせていただくようになっております。

今、委員長からご質問ありました「従量制」につきましては、施設への持ち込み。こちらだけの方はその施設へ搬入するとき、処理券を作成するときに、1回まず量らせていたきまして、ごみを降ろした後に、もう一度量させていただき、その計量差分が持込重量なのでその分の料金をいただくという形になっております。市民の方が搬入する場合の手間は、手間としては変わらず、処理手数料のみが変わる形になります。

○佐藤委員長

はい、この辺は具体的な説明・審議が進みますと、もう少し詳しい状況が出てくるという感じだと思います。

その他何かございますか。

(嘉山委員を指名して、)

嘉山委員お願いします。

○嘉山委員

私が少し気になるのは、現行の廃棄物手数料の見直しという点ですが、令和8年3月に手続きを経て決定を行うということだと思いますが、その後6ヶ月間で、改正後の料金が施行される。値上げですけれども。以前の手数料改定の時も少し疑問に思ったのですけれど。28年位前、段階的に3円/kgから5円/kg、そして現行の手数料に改定されていると思いますが、いつも年度の途中で手数料が改定されるという形ですよね。事業者としては、できれば年度当初に手数料金を改定する様な形でできないのかな、と。私ども一般廃棄物処理業許可業者は、横須賀市から許可を受け、事業系一般廃棄物の収集運搬や処分の処理を行っております。基本的に一般廃棄物というのは、本来は各自治体の処理施設に搬入ですが、各自治体で処理の仕方・手順が様々あります。分別の方法も変わります。そのた

め、横須賀市においては横須賀市の処理の仕方に私ども許可業者は沿っておかなければなりません。そうなりますと、例えば、事業系一般廃棄物の処理については私共許可業者と顧客である排出事業者とで一般廃棄物の収集運搬等の「契約」が発生します。基本的に民間では、年度途中の契約改定・更新というのは非常に難しいのです。例えば、今、横須賀市内で事業所は何千件もあるかとは思いますが、顧客である各事業所に対して、我々各許可業者が一斉に一般廃棄物処理手数料の値上げを周知していくという行為をするには、少し無理があると感じています。私共からすると、希望ですけれども、年度途中に処理手数料を値上げするということは不適切ではないのかなと思っているのですが、そのような考えは行政はあるのか。いつも我々許可業者の間では話題になっていることも確かでございます。如何でしょうか。

○環境政策課長

一般廃棄物処理業者や排出事業者の観点から言うと、確かに4月の方がよいのではというお話を伺っております。また、行政としても、こういう料金改定の際ですけども、どうしても切り替えの直前というのは、かなり多くの市民の方のお持込みが増える傾向がございます。3月の終わりですと、元々お引っ越し等の方々で処理工場の持ち込みが混雑しているところにさらに輪をかけるというのは如何なものかと。実は過去にもいろいろ法改正の時などにかなりすごい混雑がありまして、市の立場として10月位の方がまだ穏やかに移行できるのではないかと考えているという実情がございます。ただ、嘉山委員からご指摘がございましたとおり、処理料金改定の時期については、今後の課題としては認識しておりますので、次回以降の一般廃棄物処理手数料の改定のときには、それらを踏まえて検討して参りたいと思っております。

○佐藤委員長

嘉山委員宜しいですか。

中々事業者の方の立場としては、難しいところはあると思います。

○嘉山委員

確か28年前から上がってないのも確かですから、やはり賃金上昇、それから物価高というのもありますから、経費上上がることはやぶさかではないのですけれども、ただ周知をするのに、少し時間的に3月に条例を改正し、4月から施行。10月に料金値上げするというようなことがよいのか。私共の廃棄物処理の契約は、大体1年契約というのがほとんどです。もしくは3年契約とか、もしくは契約自動更新をしますよというような一文を入れて、継続性があるようにしておりますが、その辺できれば少しご協力をいただければと感じます。市としては、早く手数料を改定したいのでしょうかけれども、出来ればお力添えいただきたいと思う。また、先ほどの手数料改定のお話の中に、粗大ごみのお話がありま

したけれども、粗大ごみの件についても、やはり各家庭から出る粗大ごみを私共許可業者も引き受けておりますので、やはり少し連動する部分もあるのかなと思います。やはり毎年のように継続的な粗大ごみ等を出される方もいらっしゃるので、その辺もちょっと考慮していただきたいなと。その方にも周知していかなければいけませんから。今、それほど営業的に動ける者、各社、営業担当が多いわけではありませんので、文書一通で手数料改定というのは市としては宜しいのでしょうかけれども、民間事業者は対面で行っていくという観点も併せ持っていないということなので、その辺もう一度考えていただければ、横須賀市的一般廃棄物（ごみ）処理を担っているものとして嬉しいかなと思っております。民間の事業所は、特に大手、中堅会社、管理会社、公的機関等もそうですけれども、やはり年間の大体の予算付けというものがあると思いますので、その辺も加味してご検討いただければと思います。宜しくご検討願います。

○佐藤委員長

今までの全体を通じて何かご質問、ご意見あればお受けしたいと思います。

（城川委員が挙手しているのを見て、）

はい、城川委員。

○城川委員

はい、追加資料（第83回審議会資料）について、説明いただいているのですが。

○環境政策課長

はい、ありがとうございます。今日の追加資料は、進行管理の資料に「○」等の表記が昨年まで無かったものですので、昨年度の『この様に来年度（令和7年度）からの進行管理を変えていきます』という審議結果について資料を追加して本日配布させていただきました。第83回審議会では、今まで、「A」とか「B」等の表記で評価しておりましたが、それだけではメリハリがないというご意見がございましたので、事務局の方で考案いたしました。前委員からも5段階にした方がいいのではないか、等々いろいろご意見をいただき、事務局としてこの形式で令和6年度の進行管理を行いますということを昨年度の第83回審議会でご報告いたしましたので、本日追加資料としました。事前にご説明申し上げておらず申し訳ございませんでした。

○城川委員

はい、了解しました。ありがとうございます。

○佐藤委員長

それでは進行管理、6年度の実績ですが、この評価の仕方もだいぶ委員さんの厳しい要

望がありまして段々良くなっています。もう一声、というに厳しいご意見もありますが、引き続きこの進行管理の方向でやっていただいて良いのではないかなと思います。

基本計画の見直しに関しましても、前回までこの審議会でいろいろご議論いただいたものをベースにされておりますので、基本的には現段階ではこれを答申とさせていただこうかなと思います。

それでは、審議も終わりましたので事務局の方に連絡等をお願いしたいと思います。

○事務局

はい、本日の審議会につきましては、出席された委員皆様に内容のご確認をいただいた後、公開をさせていただきます。議事概要の案は、作成出来次第各委員に送付させていただきますので、発言内容等のご確認の方をよろしくお願ひいたします。

また、次回の審議会の開催は、3月2日、月曜日を予定しております。年明けを目指に、別途開催通知を送らせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

なお、本日お車でご来庁され北口駐車場をご利用された方は、帰りにお近くの事務局職員にお声掛けください。

また、畏れ入りますが、佐藤委員長につきましてはこの後3時30分より答申をお願いいたします。別室へご移動いただき答申となりますので、佐藤委員長、お帰りにならずにお残りいただきますようお願ひいたします。

事務局からは、以上になります。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

今日は、諸般の事情によりこれから答申という手続きがありますので、凡そ30分皆さんのが議論の時間が少なくなっているように、言い足りなかつた方が多いと思うのですが、今回限りとご容赦願いまして、次回からしっかりと色々時間をかけて議論することもあると思います。進行管理6年度分の最終版が出てきますので、それで厳しいご意見をいただければと思います。

それでは、今日の廃棄物減量等推進審議会はこれでお開きにさせていただこうと思います。どうも皆さんお疲れ様でした。